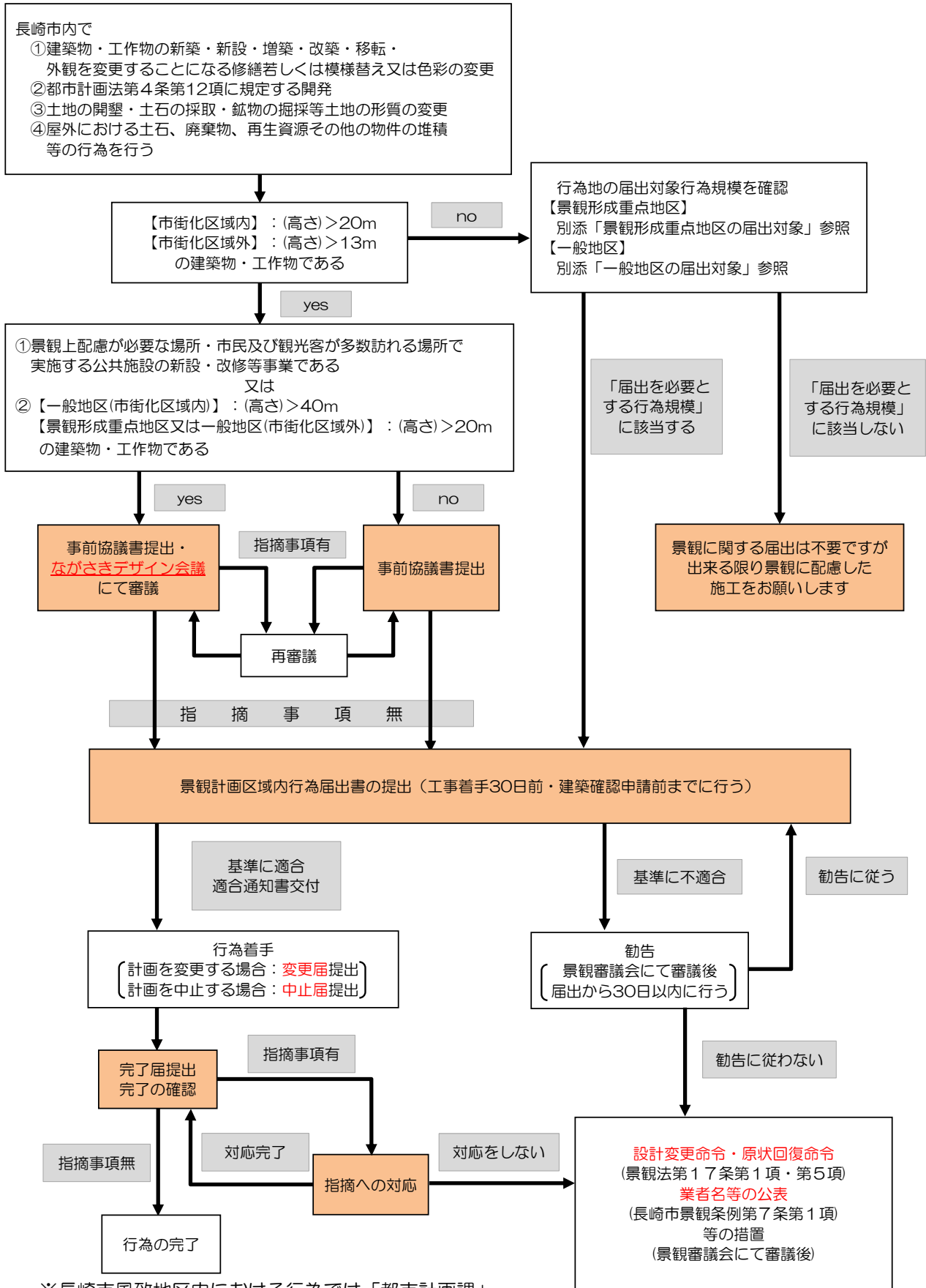


手続きのフローチャート



※長崎市風致地区内における行為では「都市計画課」
長崎市伝統的建造物群保存地区内における行為では「文化財課」に届出を提出する必要があります。
景観の届出は必要はありません。